

地方独立行政法人法改正について

平成 30 年 2 月 21 日
産 業 振 興 課

- 地方独立行政法人のサービス向上・機能強化を目的として、法人「PDCAサイクル」及び「ガバナンス」改革に向けた地方独立行政法人法が改正された（平成 29 年 6 月 9 日公布、平成 30 年 4 月 1 日から段階的に施行）。
- 法人業績評価への関与等、評価委員会の役割に関し抜本の変更はなし（別途、県条例等の改正）。

1. 主な改正内容

(1) PDCAサイクルの実効性アップ

(中期目標に関すること)

- ① 設立団体が具体的な中期目標を設定すべきことを明確化（数値目標の指示等）

(業績評価に関すること)

- ② 毎事業年度の業績評価主体は、設立団体の長とされる
→（現行法）評価委員会が単独で実施
- ③ 中期目標期間の業績評価主体は、設立団体の長とされる
→（現行法）評価委員会が単独で実施
- ④ 中期目標期間の業績評価時期を 1 年前倒し。中期目標期間「最終年度」に見込み評価を行うこととされる 等
→（現行法）中期目標期間終了「翌年度」に評価を実施

評価委員会の業績評価への関与について設立団体の条例で規定

(2) 法人のガバナンス強化

- ① 役員任期（含む監事）について、中期目標を基本としたPDCAサイクルを実効的にする観点から、中期目標期間（本県の場合 4 年間）への考慮規定が追加
- ② 監事の機能強化により法人役員の不正行為に関する報告等の義務を明確化
- ③ 内部統制の整備に関する業務方法書への記載を義務化
- ④ 理事長や監事の任命に際し、公募や推薦等の措置を講ずる努力義務規定が追加 等

2. 法改正への対応（県条例・定款・規則・業務方法書）

	法改正への対応内容	条例等の改正・変更
評価委員会の役割	中期計画の作成・変更の許可に対する意見、中期目標期間、及び年度の業績評価について評価委員会の役割を規定	「鳥取県地方独立行政法人法施行条例」の改正
役員任期	監事の任期を 4 年間（中期目標期間）に変更	「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款」の変更
監事の機能強化	監査報告書の記載事項等の明確化	「鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」の改正
内部統制の整備	内部統制の整備に関する事項（基本方針）を規定	「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業務方法書」の改正

条例名等	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人評価委員会の所掌事務を新たに定める。</p> <p>2 概要 地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法に規定する事務のほか、知事が行う中期計画の作成又は変更に係る認可及び業務の実績に関する評価について意見を述べる事務を行うこととする。</p> <p>3 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

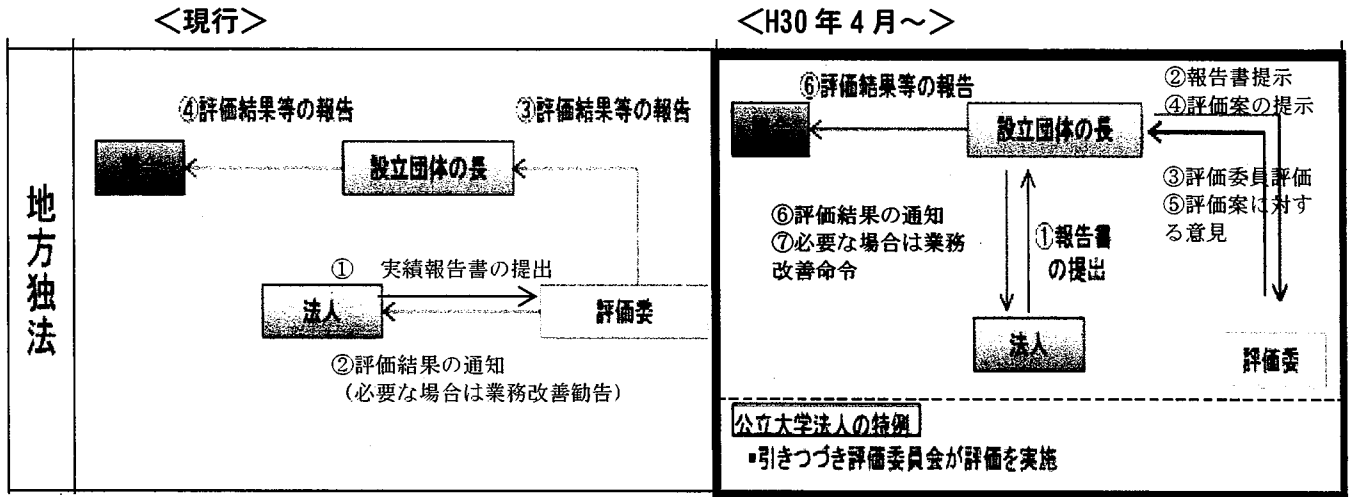
改正後	改正前
<p><u>（委員会の所掌事務）</u> <u>第3条</u> <u>法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、同条第2項第6号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。</u> <u>（1）法第26条第1項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。</u> <u>（2）法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</u> <u>（3）法第28条第1項第3号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</u></p>	
<p><u>（委員会の組織）</u> <u>第4条</u> <u>委員会は、地方独立行政法人ごとに設置する。</u> 2～5 略</p>	<p><u>（委員会の組織）</u> <u>第3条</u> <u>法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、地方独立行政法人ごとに設置する。</u> 2～5 略</p>
<p><u>（委員長）</u> <u>第5条</u> 略</p>	<p><u>（委員長）</u> <u>第4条</u> 略</p>
<p><u>（臨時委員）</u> <u>第6条</u> 略</p>	<p><u>（臨時委員）</u> <u>第5条</u> 略</p>
<p><u>（会議）</u> <u>第7条</u> 略</p>	<p><u>（会議）</u> <u>第6条</u> 略</p>
<p><u>（秘密保持義務）</u> <u>第8条</u> 略</p>	<p><u>（秘密保持義務）</u> <u>第7条</u> 略</p>
<p><u>（委員会の庶務）</u> <u>第9条</u> 略</p>	<p><u>（委員会の庶務）</u> <u>第8条</u> 略</p>
<p><u>（委任）</u> <u>第10条</u> <u>第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p>	<p><u>（委任）</u> <u>第9条</u> <u>第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p>
<p><u>（処分等の制限に係る重要な財産）</u> <u>第11条</u> 略</p>	<p><u>（処分等の制限に係る重要な財産）</u> <u>第10条</u> 略</p>

附 則

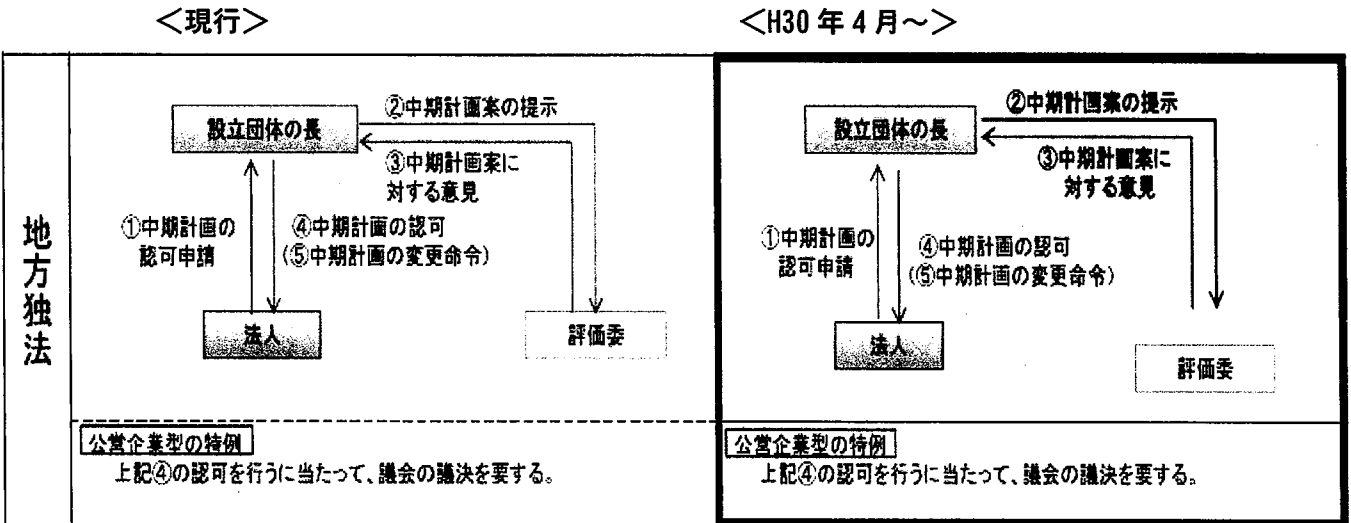
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

《 評価委員会の役割 》

- 各事業年度の業務実績評価（28条①の1）
- 中期目標の業務実績評価（28条①の3）



- 中期計画の作成・変更の許可（26条①）



【参考：改正後の地方独立行政法人法（抄）】

第二節 地方独立行政法人評価委員会

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規程により設立団体の長に意見を述べること。
- 二 第七十八条の二第一項の規程により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。
- 三 第七十八条の二第四項の規程により公立大学法人に勧告すること。
- 四 第八十八条第二項の規程により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
- 五 第一百二十二条第二項の規程により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
- 六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これ当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

評価委員会の所掌業務

黄:法律規程事項
青:条例規程事項

	評価委員会業務	H30.4.1～ (改正後) の役割	改正前	改正後
1	定款変更(特定→一般地独法以降)に対する意見	○	8条④	8条④
2	業務方法書の許可に対する意見	—	22条③	—
3	中期目標の作成・変更に対する意見	○	25条③	25条③
4	中期計画の作成・変更の許可に対する意見	○	26条③	—
5	各事業年度における業務の実績についての評価	○	28条①	28条①
6	各事業年度における業務実績評価結果の法人への通知	—	28条③前段	28条⑤
7	各事業年度評価結果を踏まえた業務運営改善勧告	—	28条③後段	28条⑥
8	各事業年度評価結果の通知・勧告の報告及び公表	—	28条④	28条⑤
9	中期目標期間最終直前年度における中期目標期間終了時に 見込まれる業績の評価	○	—	28条④
10	中期目標期間における業務の実績についての評価	○	30条①	28条①
11	中期目標期間における業務実績評価結果の法人への通知	—	30条③準用 28条③前段	28条⑤
12	中期目標期間評価結果を踏まえた業務運営改善勧告	—	30条③準用 28条③前段	28条⑥
13	中期目標期間評価結果の通知・勧告の報告及び公表	—	30条③準用 28条④	28条⑤
14	中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見	○	31条②	31条②
15	財務諸表の承認に対する意見	—	34条③	—
16	剰余金・積立金の使途に係る承認に対する意見	—	40条⑤	—
17	限度額超の短期借入・借換に係る許可に対する意見	—	41条④	—
18	不要財産の納付に係る許可に対する意見	○	42条の2⑤	42条の2⑤
19	不要財産譲渡簿価超過額不納付の許可に対する意見	—	42条の2⑥	—
20	重要財産の処分に係る許可に対する意見	○	44条②	44条②
21	特定地独法の役員報酬等支給基準に対する意見	○	49条②	49条②
22	吸収合併を行う関係設立団体の長に対する意見	○	108条②	108条②
23	新設合併を行う関係設立団体の長に対する意見	○	112条②	112条②
24	吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績に関する評価等	○	119条	119条
25	新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績に関する評価等	○	120条	120条

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

改正後	改正前
<p>(役員の任期) 第10条 1～2略</p> <p>3 監事の任期は、<u>任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。</u></p>	<p>(役員の任期) 第10条 1～2略</p> <p>3 監事の任期は、<u>2年とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事を含む。）については、変更後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の第10条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
 - 第2章 役員（第7条－第10条）
 - 第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
 - 第4章 資本金等（第13条・第14条）
 - 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、鳥取県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、鳥取県鳥取市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、主たる事務所の適当な場所に備え置き、及びインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法その他適当な方法により行う。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は鳥取県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、4年とする。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援に関すること。

(2) 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用に関すること。

(3) 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。

(4) 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、鳥取県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として鳥取県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、鳥取県に帰属する。

第5章 雑則

(規程への委任)

第15条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期(補欠の監事の任期を含む。)については、

変更後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

1 概要

地方独立行政法人法改正により、監事の機能強化に関する規定（法人内外から業務運営を改善する仕組みの導入）及び設立団体の長が行う実績評価に関する規定（PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築）のうち、設立団体の規則に委任された事項について規定する。

2 規則改正項目

① 監事が作成する監査報告書に係る事項（法 13 条 4 項）

⇒ 監査報告書への記載事項を規定（2 条）

- ・ 監査方法及び内容 ・ 中期目標実施状況 ・ 内部統制体制に対する意見
- ・ 役員^①の法令違反等の事実 ・ 監査報告年月日 等

② 監事が調査する法人が知事に提出する書類（法 13 条 6 項 2 号）

⇒ 法、施行令及びこの規則に基づく提出書類とする旨を規定（2 条 2 項）

- （県規則規定書類^②例） ※条は改正案のもの
- ・ 中期計画認可申請書(4 条) ・ 年度計画届出書(5 条) ・ 財務諸表(9 条) 等

③ 法人が知事に提出及び公表する自己実績評価報告書に係る事項（法 28 条 2 項）

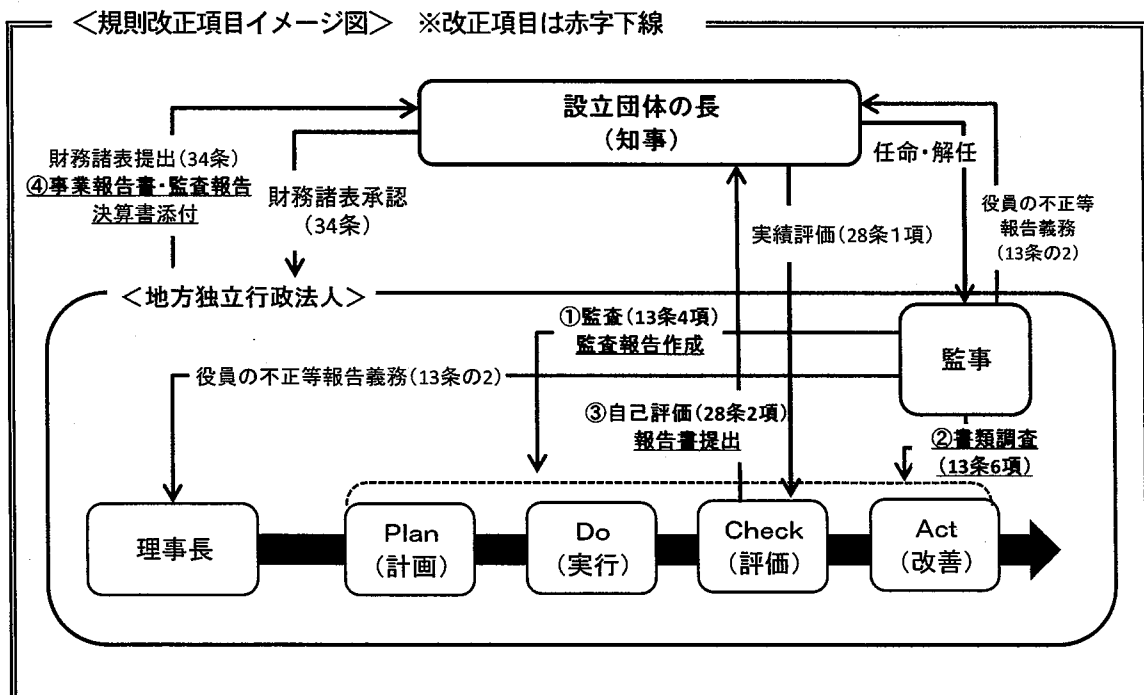
⇒ 報告書形式・項目・自己評価に係る必要記載事項を規定（7 条）

- ・ 中期計画及び年度計画実施状況 ・ 業務運営状況 ・ 財務、人員情報
- ・ 自己評定及び理由 ・ 課題、改善方策及び改善方策実施状況 等

④ 法人が知事に提出する財務諸表に添付する事業報告書に係る事項（法 34 条 2 項）

⇒ 事業報告書への記載事項を規定（9 条 3 項）

- ・ 法人に関する基礎的な情報（目的・業務内容・資本金の額等）
- ・ 財務諸表の要約 ・ 財務情報 ・ 事業に関する説明 ※予算に関する見積等を添付



○鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県規則第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人（鳥取県及び他の地方公共団体が設立する地方独立行政法人を除く。以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の記載事項等)

第 2 条 法第 13 条第 4 項の規則で定める監査報告には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 法人の業務が、法令等に従って適切に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

2 法第 13 条第 6 項第 2 号の監事が調査しなければならない書類は、法、施行令及びこの規則に基づき知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第 2 3 条 法第 22 条第 2 項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可等)

第 3 4 条 法人は、法第 26 条第 1 項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部局長（鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第 2 条の規定により設置された部局のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に変更後の中期計画を添付して、所管部局長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第45条 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (3) 人事に関する計画
- (4) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第56条 法第 27 条第 1 項の年度計画には、中期計画に定めた事項のうち当該事業年度に実施すべき事項を記載するものとする。

2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長（鳥取県行政組織規則（昭和 39 年鳥取県規則第 13 号）第 6 条の規定により設置された課のうち当該法人を所管するものの長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(業務実績の報告等)

第7条 法第 28 条第 2 項の規則で定める報告書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 法第 28 条第 1 項の規定による毎事業年度における業務の実績においては、法第 27 条第 1 項の規定による年度計画に定める事項の実施の状況
- (2) 法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による中期目標期間における業務の実績においては、法第 26 条第 2 項の規定による中期計画に定める事項の実施の状況
- (3) 前 2 号についての自ら行った評価の結果及びその理由
- (4) 前号の自ら行った評価により検出された業務運営上の課題及び改善の方策
- (5) 過去の報告書に記載された前号の状況

—(各事業年度の業務の実績の報告)—

第6条—法人は、法第 28 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により設置された地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後 3 月以内に、委員会に提出しなければならない。

—(中期目標に係る事業報告書の記載事項)—

~~第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。~~

~~（中期目標の期間における業務の実績の報告）~~

~~第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績（次項において「中期業務実績」という。）について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。~~

~~2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。~~

~~（会計処理）~~

第9条 所管部局長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第13条第3項の規定により総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、会計基準に基づき、減価償却費を計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 法人の設立の際に法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第1項の指定を受けたものとみなして前項の規定を適用する。

（財務諸表）

第10条 法人は、法第34条第1項の承認を受けようとするときは、同項の財務諸表を所管部局長に提出しなければならない。

2 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

3 法第34条第2項の規則で定める事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）法人に関する基礎的な情報

（2）事業に関する説明

（3）財務諸表の要約

（4）財務情報

3-4 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

（中期計画に定める用途に充てられる剰余金の額の承認の手続）

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を

記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、法第 34 条第 1 項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
(積立金の処分に係る承認の手続)

第 42 条 法人は、法第 40 条第 4 項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に所管部局長が必要と認める事項を記載した書類を添付して、中期目標の期間の最後の事業年度に係る法第 34 条第 1 項の規定による財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- (3) 法第 40 条第 6 項の規定により納付しようとする残余の金額
(納付金の納付の手続)

第 43 条 所管課長は、所管部局長が法第 40 条第 4 項の規定による承認をしたときは、速やかに法第 40 条第 6 項の規定による納付金の額及び納付の期限を法人に通知するものとする。

(短期借入金の認可の申請)

第 44 条 法人は、法第 41 条第 1 項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第 2 項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を所管部局長に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入れの時期及び期間
- (4) 借入先
- (5) 借入金の利率
- (6) 借入金の償還の方法及び期限
- (7) 利息の支払の方法及び期限
- (8) その他所管部局長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第 45 条 法人は、法第 44 条第 1 項の規定により条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び適正な見積価額
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法

(4) 処分等により法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(常勤職員数の報告)

第 4615 条 法人のうち法第 2 条第 2 項の特定地方独立行政法人に係る法第 54 条第 1 項の規定による報告は、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 4314 条の規定により、1 月 1 日現在における常勤職員の数に記載した報告書を、同月 30 日までに所管課長に提出して行うものとする。

(雑則)

第 4716 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

地方独立行政法人法改正にともなう業務方法書の改正について

平成 30 年 2 月 19 日

1 業務方法書の改正事項

(1) ガバナンス強化（地独法第 22 条第 2 項）	⇒平成 30 年 4 月 1 日施行
(2) 役員等の損害賠償責任（地独法第 22 条第 2 項）	⇒平成 32 年 4 月 1 日施行
○「地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（通知）	
（総行第 96 号 平成 29 年 12 月 27 日 総務省自治行政局行政経営支援室長）	
⇒公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図る法人の制度として、国独法と同様の内部統制の体制を整備することが適当	
⇒業務方法書における内部規程や事項の括り方については、国独法の業務方法書も参考にしつつ、法人の実態等に合わせて柔軟に検討するものとする。	
⇒内部規程の検討に時間を要する場合は、当該内部規程に「整備の時期を示す条項」を設ける等の対応を行うものとする。	
・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について	
（総管査第 322 号 平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長）	
⇒内部統制システムの整備に関する事項を通知。	
⇒内部統制とは、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効、効果的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組みのこと。	

2 内部統制を整備する目的

【内部統制を構成する基本要素】

①統制環境	・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備
②リスクの評価と対応	
③統制活動	・法人業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制
④情報と伝達	・内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制 ・役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑤モニタリング	・モニタリング体制（法人内部及び監事）の整備
⑥ICT への対応	・情報通信システムを適切に整備、運用する体制の整備

【内部統制の目的】

①業務の有効性及び効率性
②事業活動に関わる法令等の遵守
③資産の保全
④財務報告書等の信頼性

有効に機能

3 センター業務方法書への記載（骨子案）

区分	記 載（案）
内部統制の基本方針	第 6 章 内部統制の整備に関する事項 （内部統制に関する基本方針） 第〇〇条 法人は、法第 22 条第 2 項に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。
配慮すべき基本要素	2 内部統制の体制整備に当たっては、統制環境などを要素として、次に定める事項について配慮することにより、業務の有効性及び効率性、事業活動にかかわる法令等の遵守、資産の保全、及び財務報告等の信頼性の達成に資するよう努めるものとする。
①統制環境	（1）法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備
②リスクの評価と対応	（2）法人のミッション遂行の障害となる要因（法令等遵守、財務報告、情報システム、研究活動、事務手続、環境、災害・事件等、及びその他法人の業務に関するもの等）の評価と対応を行う体制の整備
③統制活動	（3）法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、行われることを確保するための体制の整備
④情報と伝達	（4）組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務執行に係る情報の保存及び管理体制の整備
⑤モニタリング	（5）内部統制が有効に機能していることを継続的に評価する体制の整備
⑥ICT への対応	（6）情報通信システムを適切に整備、運用する体制の整備

平成19年4月1日認可
平成30年●月●日認可

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第2章 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援

（技術相談）

第3条 法人は、産業技術の向上のため、企業等法人以外の者（以下「企業等」という。）からの技術に関する相談への対応業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

（試験及び分析）

第4条 法人は、企業等の依頼に応じて産業技術に関する試験及び分析並びにこれらに関する業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

（研究）

第5条 法人は、産業技術に関する研究を行うものとする。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。

3 法人は、企業等の依頼に応じて産業技術に関する研究を受託し、又は企業等と共同して研究を行うことができる。

4 法人は、前項の業務を実施するときは、その相手方と契約を締結するものとし、当該契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 課題の名称及びその内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料、又は業務及び経費の分担
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

（起業化等支援）

第6条 法人は、各種の技術開発のほか、新規の事業化、起業化等を目指す企業等に対して、産業技術に関する必要な支援を行うことができる。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

(人材育成支援)

第7条 法人は、職員の技術力の向上を目指す企業等に対して、人材育成に関する業務を行うことができる。

2 法人は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第3章 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用

(試験研究の成果の普及及び活用)

第8条 法人は、産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用の促進を行うものとする。

2 前項の業務は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 発表会又は講習会等を開催すること。
- (2) 報告書等を作成しこれを頒布すること。
- (3) 各種広報媒体を通して発信すること。
- (4) 取得した知的財産権及び保有する試験研究成果を公開し、それを実施させること。
- (5) その他適当と認められる方法

3 法人は、第1項の業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第4章 試験機器等の設備及び施設の提供

(試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務)

第9条 法人は、依頼に応じて法人の業務運営に支障のない範囲において、試験機器等の設備及び施設を企業等に貸出することができる。

2 法人は、前項の規定に基づき試験機器等の設備及び施設を貸出す場合には、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第5章 附帯業務

(附帯業務)

第10条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施するものとする。

第6章 内部統制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第●●条 法人は、法第22条第2項に基づき、法人の業務の適正を確保するための体制等の整備を行うとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 内部統制の整備に当たっては、次に定める基本要素について配慮することにより、業務の有効性及び効率性、事業活動にかかわる法令等の遵守、資産の保全、及び財務報告等の信頼性の達成に資するよう努めるものとする。

- (1) 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備
- (2) 法人のミッション遂行の障害となる要因の評価と対応を行うプロセスの整備
- (3) 法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制の整備
- (4) 組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務執行に係る情報の保存及び管理体制の整備
- (5) 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価する体制の整備
- (6) 情報通信システムを適切に整備、運用する体制の整備

第7-6章 業務の委託

(業務委託の基準)

第●●条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第●●条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称及び内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料
- (4) 支払方法
- (5) 契約の変更及び解除の条件
- (6) 業務完了の認定方法
- (7) その他必要な事項

第87章 競争入札その他契約に関する事項

第●●条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

第98章 その他

第●●条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附則

この業務方法書は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

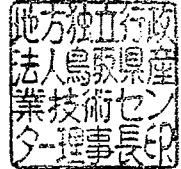


資料 6

第201700238675号
平成30年1月10日

鳥取県知事 平井 伸治 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 村江 清志



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部改正について
(届出)

このことについて、下記のとおり改正しましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第48条第2項の規定により届け出ます。

記

改正内容

鳥取県職員の給与改定等に準じ、当センターも別添新旧対照表のとおり、同様の給与改定等を行うもの。

担当

総務部総務室 寺谷

電話0857-38-6200

FAX 0857-38-6210

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部を改正する規程

(地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程の一部改正)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程(平成19年4月1日制定)を次のように改正する。

改正後	改正前
(常勤役員の基本俸給) 第4条 (略) (1) 理事長 <u>679,000円</u> (2) (略)	(常勤役員の基本俸給) 第4条 (略) (1) 理事長 <u>675,000円</u> (2) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。